

令和3年(2021年)7月30日

市営住宅等に係る家賃等滞納者の提訴及び即決和解について

1 目的 市営住宅等に入居する家賃等滞納者について、熊本地方裁判所へ訴えの提起及び熊本簡易裁判所へ訴え提起前の和解申立を行うもの。

○訴えの提起（提訴）

法的措置によらなければ滞納家賃等問題の解決に至らないと判断される入居者のうち和解に応じない者について、住宅の明渡し及び滞納家賃等の一括納付を求めるもの。

○訴え提起前の和解申立（即決和解）

法的措置によらなければ滞納家賃等問題の解決に至らないと判断される入居者のうち、具体的納付計画の提案があり今後の支払いの見通しが立ったものについて和解を行い、納付不履行時のために法的拘束力を担保するもの。

2 申立日 令和3年(2021年)7月30日(金)申立

3 場 所 熊本地方裁判所 民事訟廷受付係（提訴）  
熊本簡易裁判所 民事受付係（即決和解）

※詳細は別紙のとおり。

なお、本件に係る取材については下記[問い合わせ先]までご連絡ください。

[問い合わせ先]

熊本市 都市建設局 住宅部  
市営住宅課  
電話 096-328-2461  
課 長：杉田 浩

## 市営住宅家賃滞納者等への法的措置について

- 1 提訴・申立予定日 令和3年7月30日(金)
- 2 提訴・申立先 熊本地方裁判所：訴えの提起（提訴）…提訴件数6件（世帯）  
熊本簡易裁判所：訴え提起前の和解申立（即決和解）…申立件数24件（世帯）
- 3 対象者 市営住宅に入居している、家賃滞納6ヶ月以上の者、または、家賃滞納3ヶ月以上の者のうち、法的措置によらなければ納付が期待できない者
- 4 根拠法令 熊本市営住宅条例第43条第1項第2号（住宅明渡し請求）  
熊本市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱第11条第1項（法的措置対象者）、第14条（提訴および即決和解）
- 5 内容
- | 項目      | 提訴               | 即決和解           |
|---------|------------------|----------------|
| 提訴額・申立額 | 2,820,500円       | 6,221,760円     |
| 滞納家賃総月数 | 78ヶ月             | 255ヶ月          |
| 平均滞納額   | 470,083円         | 259,240円       |
| 平均滞納月数  | 13.00ヶ月          | 10.63ヶ月        |
| 該当団地数   | 6団地              | 18団地           |
| 最高滞納額   | 1,459,200円(23ヶ月) | 662,460円(37ヶ月) |
| 最低滞納額   | 158,400円(12ヶ月)   | 91,200円(5ヶ月)   |
| 最多滞納月数  | 23ヶ月(1,459,200円) | 37ヶ月(662,460円) |
| 最少滞納月数  | 9ヶ月(267,600円)    | 4ヶ月(125,700円)  |
- 6 参照 (1)昭和62年度から提訴、平成13年度後期から即決和解を行っており、法的措置の実施は今回で55回目。  
(2)平成24年度後期から、提訴から主に即決和解へ移行。  
(3)主な滞納原因は、低収入、年金生活、介護・病気等（別紙参照）。  
(4)今回の提訴対象者は計6名。
- 7 その他
- ・市営住宅等の入居世帯数 11,483世帯（令和3年（2021年）3月末）
  - ・家賃滞納総額 198,530,968円（令和3年（2021年）3月末）
  - ・令和2年度収納率 93.88%

令和3年度(2021年度)前期 法的措置対象者 世帯状況

提訴6件

【1. 世帯状況】

○世帯員数別		件数	割合 (%)
1	1人	4	66.67%
2	2人		0.00%
3	3人	1	16.67%
4	4人	1	16.67%
5	5人以上		0.00%
計		6	100.00%

○世帯主世代別		件数	割合 (%)
1	10代		0.00%
2	20代	1	16.67%
3	30代		0.00%
4	40代	2	33.33%
5	50代	2	33.33%
6	60代		0.00%
7	70代	1	16.67%
8	80代		0.00%
9	90代		0.00%
計		6	100.00%

○世帯主職業別		件数	割合 (%)
1	正社員		0.00%
2	自営業		0.00%
3	契約・嘱託・派遣・ パート・アルバイト	2	33.33%
4	無職	4	66.67%
5	その他		0.00%
計		6	100.00%